
第2章 「京都府地球温暖化対策条例」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の改正並びにその実行計画の改定等について

1 これまでの経過

府では、**京都議定書***の発効を機に、温室効果ガスの排出の量が大幅に削減された社会を目指し、府内の温室効果ガス排出量削減に向けた総合的な対策を盛り込んだ「京都府地球温暖化対策条例」を平成18(2006)年4月1日に施行するとともに、産業、運輸、民生家庭、民生業務の主要4部門別の削減目標及び対策を定めた「京都府地球温暖化対策推進計画」を同年10月に策定し、地球温暖化対策の総合的な推進を図ってきました。

また国際的な動向として、工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることを世界共通の長期削減目標とし、「1.5℃」までの抑制に向けた努力の継続について言及した「パリ協定」が平成28(2016)年11月に発効し、令和2(2020)年に始動するとともに、平成30(2018)年10月には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が1.5℃特別報告書を取りまとめ、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、令和12年(2030)年までに二酸化炭素排出量を約45%削減し、令和32(2050)年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると発表されたところです。

こうした状況を踏まえて、府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和2(2020)年2月に、「令和32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。「令和32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和2(2020)年12月に「京都府地球温暖化対策条例」の改正を行い、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度と比べて温室効果ガス排出量を40%以上削減することを新たな目標として設定し、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、令和3(2021)年3月に「京都府地球温暖化対策推進計画」を策定しました。さらに、令和5(2023)年3月には温室効果ガス排出量を46%以上削減することを新たな目標とする見直しを含む改定を行いました。

この目標達成に向け、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者や一定規模以上の建築物の新築等を行う者に対して、排出量削減計画書や再生可能エネルギー導入計画書等の提出を求める計画書制度等を条例に規定するなど、府内の温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進してきました。

また、再生可能エネルギーは温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、エネルギーの安定的な確保においても重要なことに鑑み、平成27(2015)年7月には「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定するとともに、その実行計画として平成27(2015)年12月に「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン」を策定しました。その中で、府内の総電力需要量に対する再生可能エネルギー発電電力量や再生可能エネルギー電力使用量の割合について令和12(2030)年度の目標を定めるとともに、条例やプランに基づき再生可能エネルギー設備の導入や再生可能エネルギー電力の利用に関する支援を実施し、事業者や家庭における再生可能エネルギーの導入促進に取り組んできました。

2 府内の温暖化対策状況

(1) 温室効果ガス排出量

府内の温室効果ガス排出量は、東日本大震災後の火力発電所の稼働増に伴い、電気の排出係数が大きく上昇した結果増加しましたが、平成25(2013)年度をピークに、減少傾向を保っています。

府内の令和5(2023)年度の温室効果ガス排出量は、約1,187万t-CO₂であり、「京都府地球

温暖化対策推進計画」の基準年度である平成 25 (2013) 年度に比べて 407 万 t-CO₂ 削減、25.5%減少、前年度に比べて 86 万 t-CO₂ 削減、6.7%の減少となりました。

これまでの地球温暖化対策の推進状況や温室効果ガス排出量の動向を踏まえると、府においては、省エネルギーの取組や電気の二酸化炭素排出係数の低下等により温室効果ガス排出量の削減は進んでいますが、「令和 32 (2050) 年の温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向けてはさらなる取組が必要です。

図 1-2-1 府内の温室効果ガス排出量の推移

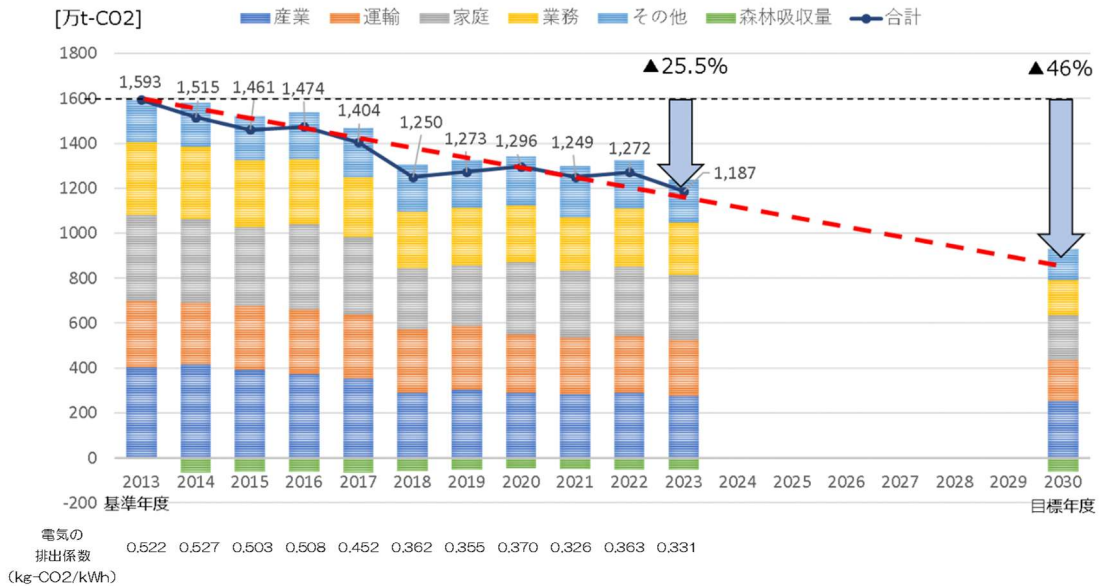
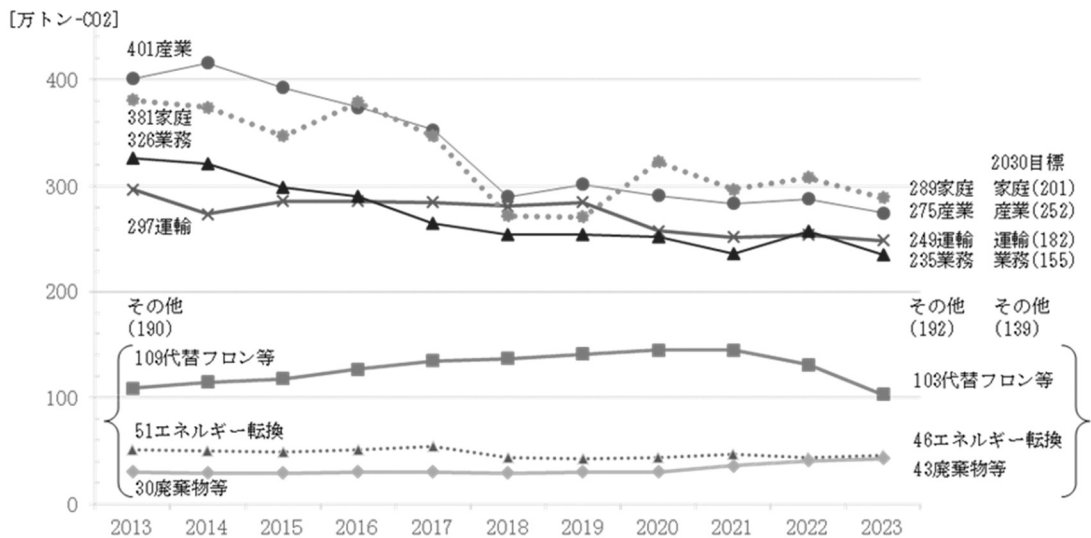


図 1-2-2 部門別の温室効果ガス排出量の推移



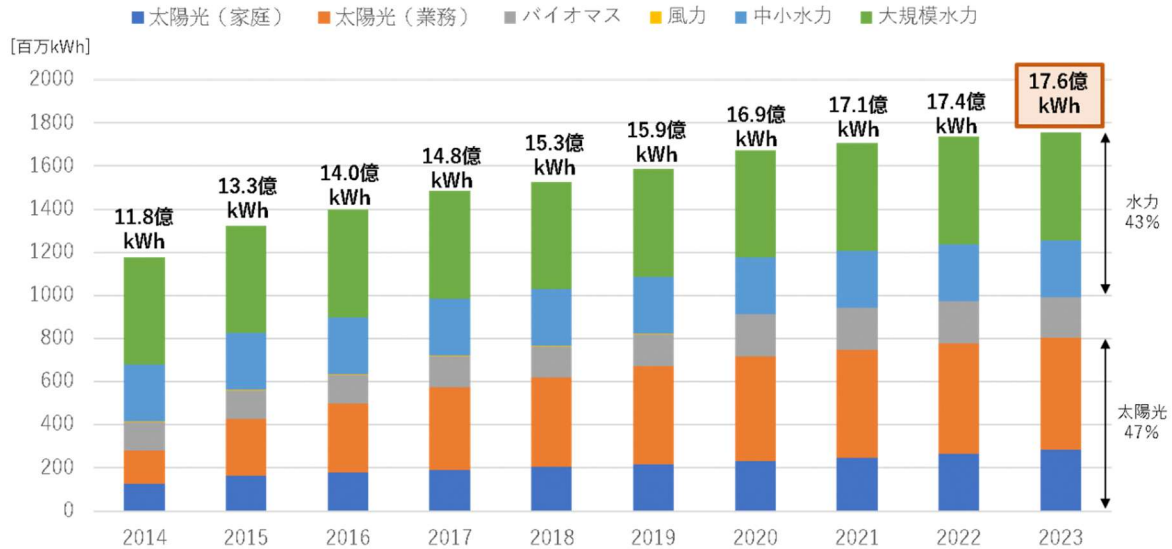
(2) 再生可能エネルギーの導入量

府内の再生可能エネルギーは、平成 24 (2012) 年 7 月の**固定価格買取制度 (FIT 制度*)**の開始以降、太陽光発電を中心に普及が進展しました。

その結果、府内総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー設備による発電量は、平成 26 (2014) 年度の 11.8 億 kWh から、令和 5 (2023) 年度には 17.6 億 kWh まで増加しています。

しかし、近年は固定価格買取制度の買取価格の低減や適地の減少等の影響により、導入量は伸び悩んでおり、今後は個人や事業者における固定価格買取制度によらない自家消費型の再生可能エネルギー導入を推進していく必要があります。

図1-2-3 府内の再生可能エネルギーによる年間発電量の推移



3 今般の社会情勢・改正背景

令和5（2023）年3月の、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書統合報告書において、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界の平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達したと示され、パリ協定の目標を達成するためには、温室効果ガス排出量を令和17（2035）年までに令和元（2019）年比で60%削減が必要とされるなど、更なる取組の加速化が強く求められているところです。

また、国においては令和7（2025）年2月に、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、平成25（2013）年度比で、令和17（2035）年度までに60%削減、令和22（2040）年度までに73%削減を新たに目指す地球温暖化対策計画が改定されるとともに、同年同月に策定された第7次エネルギー基本計画においては、安全性を大前提に、エネルギーの安定供給・経済効率性の向上・環境への適合を図るという「S+3Eの原則」のもと、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底を進めていくことが改めて示されました。

一方で、令和6（2024）年は観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて1.5℃を超えたことが世界気象機関により報告されました。特に、日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されているほか、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生しているところです。府においても、令和7（2025）年には、観測史上初めて猛暑日と熱帯夜の日数がともに60日に達するなど、気候変動への対策が急務となっています。

また、気候災害の多発化・激化に伴う災害時のエネルギー自立確保への関心の高まりや、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊張によるエネルギー供給の不確実性の高まりに伴い、再生可能エネルギーの重要性が再認識されています。

このような変化を踏まえ、府内の脱炭素化に向けた取組を更に強化・加速化させるとともに、再生可能エネルギーの導入・利用促進を取り組んでいくため、令和8（2026）年3月に「京都府地球温暖化対策条例」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を改正するとともに、「京都府地球温暖化対策推進計画」の改定及び「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）」の策定を行いました。

4 主な改正・改定等概要

(1) 「京都府地球温暖化対策条例」及び「京都府地球温暖化対策推進計画」

ア 新たな温室効果ガス削減目標の設定

温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度から 46%以上削減することを目標とすることに加えて、一層の排出量削減と経済成長の同時実現を目指すとともに、府民や事業者をはじめ、オール京都で取り組む共通目標として高い目標を示すため、令和 32 (2050) 年温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、直線的な経路として令和 17 (2035) 年度、令和 22 (2040) 年度において、温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目標とします。

イ 地球温暖化対策に向けた主な施策

(ア) 脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援

家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現するために、府民の省エネルギー・再生可能エネルギー導入の取組を支援するとともに、脱炭素行動による経済性・快適性向上等のメリット、日常生活における脱炭素行動の「ひとくふう」などの情報発信による意識向上や、行動変容の後押しを中間支援組織と連携して実施するなど、家庭向けに脱炭素行動について、総合的な提案・支援を実施します。

(イ) 事業者向け支援

企業・金融機関・大学等の多様な主体が参画して、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた中小規模事業者に対する省エネルギー機器・再生可能エネルギー等の導入支援を推進するとともに、サプライチェーン全体での排出量削減やカーボンフットプリント算定に向けた取組を促進します。

(ロ) 市町村・中間支援組織との連携強化

府域全体で効果的な取組を推進するに当たっての基盤として、府が連携の起点となり、市町村と連携した取組の強化を図るとともに、中間支援組織の取組強化により幅広い主体への支援や協働取組を推進します。

(2) 「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン」

ア 新たな再生可能エネルギーの導入・利用目標の設定

府内の総電力需要量に対する①再生可能エネルギー発電電力量の割合②再生可能エネルギー電力使用量の割合の2つの目標について、令和 12 (2030) 年度目標に加え、府温室効果ガス削減目標との整合を図るため、新たに令和 22 (2040) 年度の目標を次のとおり設定しました。

表 1—2—1 再生可能エネルギーに係る目標値

目標指標	令和 5 (2023) 年度 実績	令和 12 (2030) 年度	令和 22 (2040) 年度
①府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合	11.3%	25%以上	28~33%
②府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合	20.7%	36~38%	40~50%

イ 再生可能エネルギーの導入等促進に関する施策

(ア) 再生可能エネルギーの最大限の導入促進

再生可能エネルギーの導入促進にあたっては、自然との調和や安心・安全な事業運営により地域に理解され共生する再生可能エネルギー事業を推進します。

太陽光発電設備等については、新築時には省エネルギー施策と併せた導入促進により**ZEB***・**ZEH***の普及を推進するとともに、既築建築物ではPPAなど多様な導入形態に対応した支援や、駐車場を活用した導入を促進する施策を実施します。

また、耕作放棄地や農地等を活用した地域振興にも貢献する再生可能エネルギー事業を支援するとともに、災害時に避難施設として活用できる公共施設等への再生可能エネルギー導入を推進し、地域のレジリエンス強化を図ります。

加えて、次世代型太陽電池の普及を促進し、従来太陽光発電が設置困難だった場所を活用した再生可能エネルギー導入を促進します。

(イ) 再生可能エネルギーの需要創出

リバースオークションや再生可能エネルギー(100%)メニューの情報提供等の実施等により、再生可能エネルギー電力の調達を望む府民や企業が調達しやすい仕組みづくりを行うとともに、電力の地産地消に繋がる仕組みづくりにも取り組みます。

(ウ) 中間支援組織と連携したサポート

再生可能エネルギー導入・利用に関して情報が届きにくい個人や中小企業等に対して、京都府地球温暖化防止活動推進センター等の既存の組織の相互連携体制を整備し、積極的に支援を行い、再生可能エネルギー導入促進施策の効果の底上げを行います。

5 推進体制

施策の推進にあたっては、府民、企業、地域、NPO法人、国、市町村など多様な主体と一体となり、オール京都で連携しながら、脱炭素社会の実現に向け取組を進めていきます。